

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年10月19日（月） 午前10時15分～午前11時53分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 ささせ順子      副委員長      なかじま和代 委 員 伊藤真規子      大島令子      岡崎つよし 加藤和男      川合保生      野村ひろし
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 委員外議員 山田かずひこ 事務局長 水野敬久      議事課長 福岡弘恵      議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 議会基本条例の検証課題について

##### ア 災害対策行動マニュアルについて

(委員長) 前回の議会運営委員会で最終確認してもらい、誤字脱字の修正及び語句の整理をしたものを配付した。全議員に配付する予定である。

##### イ 政務活動費の運用指針について

(委員長) これまで会派から様々な要望は出たが、議長、副議長、副委員長と検討し運用指針見直しの内容を絞ることとした。政務活動と個人の私的な活動の区分けが明確にできない内容は、政務活動費を充てる対象としない。不正受給につながるリスクを回避するための見直しをしていきたい。事前に全議員へ運用指針案を配付し、意見があれば16日までに提出してもらおうよう依頼してあった。

前回までに複数の会派からの要望が重複していた3点について議論を進めていきたい。1点目は、研修会の前後に調査として行政視察へ行けるようにするという要望があったので、調査研究費申合せ事項13「調査研究前後の研修については対象とできる。ただし、セミナー、フォーラム等研修会への参加費は、「研修費」の科目で整理する。」と追加した。合わせて、研修費申合せ事項5「研修前後の調査研究については対象とできる。ただし、その場合は」と「また、調査研究にかかる費用は、「調査研究費」の科目で整理する。」を追加した。特に意見はなかったため案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 2点目について、資料作成費の申合せ事項のプリンターのインク代、トナー代について、上限額を1万円から1万5,000円にする意見があったが、政務活動と個人の私的活動の区分けが明確にできないため現行の1万円のままとした。意見としては2人から要望があったので現状を確認したい。議会資料作成のための年間のインク代の総額と政務活動費として充てた金額はどのようなか。

(委員) 政務活動費を充てなかったため総額は不明である。個人の活動と区別ができないので1万円のままということであればそれでよい。

(委員) 1万円以上は使っている。家庭用のプリンターのインク代は高く消耗が早いので資料作成のため必要である。

(委員長) 議会事務局のプリンターを使用することもできる。

(委員) 時間を有効的に使うには自宅のプリンターがよい。

(副委員長) 個人のプリンターに政務活動費を充てるのは違法という判例もある。議会活動用のプリンターであればよいが、家庭用としても使っているのであれば現行のままの方がよいのではないか。

(委員長) 現行の上限1万円のままとすることに賛成の委員は挙手を願う。

<賛成多数>

(委員長) 3点目について、Web新聞を経費の対象にしてはどうかという意見があった。資料購入費の具体的事例○書籍等購入代に「オンライン閲覧料」を追加し○定期購読料(新聞、雑誌)を「(オンラインを含む新聞、雑誌)」とした。定期購読料にもオンラインを含むと追加することでインターネット上の有料記事に政務活動費が充てられるようにした。特に意見はなかったので案のとおりとしてよいか。

(委員) 2紙目以降の新聞をオンライン購読できるよう整理した方がよい。

(委員長) 多くの議会が2紙目以降の新聞を対象としているのでオンライン購読でも問題ないかと思う。

(委員) オンラインによる購読料は領収書は出るのか。

(委員長) オンラインによるものは領収書がもらえないことが多い。クレジットカード払いが多いと思うので、カードの支払明細も可とする案を後で説明する。

(副委員長) 業界紙等は6か月の契約が多いため、年度をまたぐ場合は資料購入費申合せ事項5の取り扱いとなるが、今後、整理が必要かもしれない。

(委員長) オンラインに関する文言を追加した案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 他に見直しが必要かどうか検討する内容について説明する。他市議会では政務活動費の運用方針等の根拠条例を記載している議会がある。同じように政務活動費の運用方針の根拠条例となる長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の抜粋を追加することを提案するが意見を伺いたい。

(委員) 追加してよいのではないか。

(委員長) 案のとおり条例の抜粋を追加してよいか

<異議なし>

(委員長) 会議費の茶菓代について、全国の市民オンブズマンは会議参加者への飲食代の支出を不可としているところが多いため、茶菓代を経費として認めることをやめることについて提案するが意見を伺いたい。

(委員) やめてもよいのではないか。

(委員長) 茶菓代は対象としないこととし、具体的事例及び申合せ事項から削除してよいか。

<異議なし>

(委員長) 資料購入費の新聞購読料は1紙目から対象とする意見があったが、2紙目以降を対象としている議会が多いことと、一般大衆紙の新聞購読料を政務活動費から支出すること自体が議員のモラルに反しているという趣旨の陳情が全国の自治体に提出されていることを確認している。これまでどおり2紙目以降を対象とすることが適切と判断したが意見を伺いたい。

(委員) 現行どおりでよいのではないか。

(委員長) 現行どおり2紙目以降を対象することでよいか。

<異議なし>

(委員長) 広報費について、内容によっては議会広報紙は個人の活動報告ではないかと市民から指摘を受ける可能性がある。議会広報紙は発行の都度、議会事務局に提出することになっているが提出時期が守られていないため周知するためにも、申合せ事項2に（記載例「本広報紙の発行に政務活動費の一部を使用しています。」）と追加することを提案するが意見を伺いたい。

(委員) 発行の都度、議会事務局へ提出し、政務活動費に充てられるかどうかは議長が判断するのではないか。

(議長) 最終判断は議長であるが議会事務局に協力してもらっている。

(委員) 発行の都度、提出し市民に配る前にチェックを受け、政務活動費の対象とならないといわれても配付するかもしれないので判断は難しい。

(事務局) 事前のチェックではなく広報紙を発行したら、議会事務局へ提出してもらい、政務活動費に充ててよいかということは確認している。

(委員) 内容の事前のチェックではなく、議会広報紙に「政務活動費の一部を使用しています。」と記載し発行したという事実を議会事務局が確認しているということよいか。

(委員長) そのとおりである。

(委員長) 領収書の取り扱いについて、インターネットによる資料購入の場合、クレジットカードで支払うことが多く、領収書が発行されない場合があるため、やむを得ない場合は、クレジットカードの明細書も可として申合せ事項6に追加するという提案であるが意見を伺いたい。

(委員) クレジットカードの明細書だと他の支払もあるため、内訳が多い場合は該当

する部分のみとするのか。

(副委員長) 個人情報や関係ない支払の明細は黒塗りすればよい。

(議長) 領収書について、クレジットカードの明細書のみであるが、利用明細書はどうか。

(委員) 支払ったことが証明できればよいのではないか。

(委員) 支払った金額が証明できるものという表記にしてはどうか。

(委員長) 「クレジットカードの明細書」を「支払った金額が証明出来るもの」という表記にする提案があったが変更してよいか。

<異議なし>

(委員長) 申合せ事項7の交通費について、現行は、鉄道、路線バス、航空機及び船舶を利用した場合は、領収書に代わるものとして計算書によることができるが、近隣市議会では、地下鉄やバス以外の交通費は、領収書の写しの添付を義務づけているところもある。交通費に関しては、割引の適用が多くなっているため不正防止の観点から、計算書ではなく領収書の写しを添付してはどうかという提案であるが意見を伺いたい。

(副委員長) 調査研究費の申合せ事項3に「交通費は調査・視察先への所要時間及び経費を考慮し、合理的な交通機関を利用する。」とあり議員の責任において適切に取り扱うということである。マナカ等も利用するため計算書でよいのではないか。

(委員) 現行どおりでよい。

(委員長) 交通費の領収書の添付について、現行のとおり計算書とすることに賛成の委員の挙手を願う。

<賛成多数>

(委員) 航空機等全て計算書でよいということか。

(委員) 領収書がもらえないものは計算書による。

(委員長) 現行通りの取り扱いとする。

<休憩：午前11時08分>

<再開：午前11時20分>

(委員長) 多くの議会が政務活動費の支出の不適切な経費等の扱いがまとめられているため、現行「その他」としているものを「政務活動費の支出が不適切な経費等の扱いについて」として対象とならない経費をまとめたがこのとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) その他の申合せ事項6「収支報告書、政務活動費帳簿は年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。」は、領収書に関することであるため、領収書の取り扱い等についての申合せ事項9とする。

運用方針の内容については、改めて確認してもらい、意見等あればお願いし

たい。政務活動費の運用指針についての見直しはここまでとする。

#### ウ 第15条議会事務局の体制整備について

(委員長) 前回、分科会長報告作成の参考となる会議録を間に合うように作成するのは議会事務局の役割とすべきではないかという意見があった。会派に持ち帰り意見を伺うようお願いしたが、会派から意見があれば願います。

(改革ながくて)

議会事務局の体制としては6、7人が適切かと思うが、事務室も狭く物理的に難しいと思う。現状は議会事務局体制としてはぎりぎりでやってもらっている。会議録の作成については、何とかならないかということで、9月定例会から会議録作成支援システムを導入したばかりである。反訳率を上げるには時間もかかる。皆さんの協力のもと今の体制でよいのではないか。

(芯政クラブ)

少しずつ前進していると思う。現に職員は1人増員となった。しばらくは現状のままでよいと思う。正副委員長の報酬も上がった。委員会で協力できるところは協力していけばよい。

(無会派) 一般質問と委員会の順番を変えたことにより、分科会長報告まで時間はある。委員長の仕事が多く他のことができない。分科会長報告の内容を決めるのは正副分科会長であるが、誰が何を言ったか等わかるよう反訳データを議会事務局が整理することを願いたい。

(委員長) 反訳データの整理ができるものか。

(事務局) 反訳データの結果に基づき単語等登録をする。会議録作成支援システムが導入されて、議会事務局の負担は増えている。分科会長報告作成に間に合うように反訳データを整える作業は難しい。

(委員) 執行部の説明は省き、必要な質問と答弁と必要な部分に整えるところまでは願いたい。

(委員) 正副委員長及び正副分科会長がやると決まっているのはなぜか。

(副委員長) 予算決算委員会が分科会方式となり会議録作成の予算措置がされるまでの経過措置のもとやることになったが財政的に難しく今に至っているが、会議録作成支援システムが導入されて一歩大きく前進したと理解している。委員から質疑を出してもらったことかえって作業量が増えてしまうこともある。

(委員長) この議題についての議論はここまでとし、継続とする。

#### エ 第20条議員報酬について

(委員長) 7月30日の会議で、執行部が特別職報酬等審議会(以下「報酬審」とする。)を開催する際に、議員報酬も審議してもらうこととし、申合せ事項による報酬審の開催は依頼しないこととなった。議案の提出について、これまでどおり議員提出とするか、市長提出とするか、会派からの意見を伺うことになっていた。

(改革ながくて)

議会で報酬審を開催するのが本来であるが難しいため、市長へ報酬審の開催を依頼し、報酬審の答申を受け議会が議案を上程することになっていた。議案の提出はこれまでどおり議会でよい。

(芯政クラブ)

これまでどおりでよい。

(無会派) 報酬審の開催依頼の申合せ事項以前のように、市長提案とする。

(委員長) 意見が分かれたため、これまでどおり議会が議案を上程することに賛成の委員の挙手を願う。

<賛成多数>

(委員長) これまでどおり議会が議案を上程することとする。申合せ事項については正副委員長で案を作成し意見をもらうこととする。

(議長) 人事院が国家公務員の期末手当を年間0.05月分下げる勧告をした。これに伴い3役と職員の条例改正議案が12月定例会に提出される予定である。議員の期末手当も0.05月分下げることを提案したい。また、令和3年は、6月と9月にそれぞれ0.025月分下げることを提案したい。

(委員長) 期末手当を下げる提案について、会派に持ち帰り意見を伺ってほしい。

### 3 その他

(議長) 議会運営委員会終了後代表者会議を開催する。

(委員長) 次回は令和2年11月11日(水)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。